

関連法令・条例・計画の動向

1. 関連法令・条例

(1) 国の法令等

- ・ 環境基本法
- ・ 循環型社会形成推進基本法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
- ・ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）
- ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）
- ・ 使用済電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ・ 浄化槽法
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 環境影響評価法
- ・ 災害廃棄物対策指針
- ・ 大規模災害発生時における行動指針

(2) 青森県の条例、規則

- ・ 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例
- ・ 青森県環境影響評価条例
- ・ 青森県環境影響評価条例施行規則
- ・ 青森県公害防止条例
- ・ 青森県公害防止条例施行規則
- ・ 悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び規制基準の設定
- ・ 水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例
- ・ 公共用水域が該当する水域類型の指定
- ・ 青森県空き缶等散乱防止条例
- ・ 青森県空き缶等散乱防止条例施行規則
- ・ 青森県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例
- ・ 青森県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則
- ・ 青森県産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議等に関する要綱

- ・ 青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例
- ・ 青森県浄化槽保守点検業者登録条例
- ・ 青森県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則
- ・ 青森県浄化槽法施行細則 等

(3) 本市の条例、規則

- ・ 弘前市環境保全基本条例
- ・ 弘前市生活環境をよくする条例
- ・ 弘前市生活環境をよくする条例施行規則
- ・ 弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ・ 弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する規則

2. ごみ処理行政の動向

1. 国の計画

■ 循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月閣議決定）

循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められました。第 3 次循環基本計画では、最終処分量の削減など、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、次のような新たな政策を柱としています。

- ・ リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化
- ・ 有用金属の回収
- ・ 安心・安全の取組強化
- ・ 3R・国際協力の推進

■ 廃棄物処理施設整備計画（平成 25 年 5 月閣議決定）

現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境の変化を踏まえ、3R の推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を進めるために定められています。廃棄物処理システムの方向性は次のとおりです。

- ・ 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた 3R の推進
- ・ 地域住民等の理解と協力の確保
- ・ 広域的な視点に立った廃棄物処理システムの改善
- ・ 地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取り組みにも配慮した廃棄物処理施設の整備
- ・ 廃棄物系バイオマスの利活用の推進
- ・ 災害対策の強化
- ・ 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

■ 廃棄物処理法基本方針（平成 22 年 12 月改定）

廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められています。

一般廃棄物については、平成 19 年度を基準とし、平成 27 年度において、排出量を約 5%削減し、リサイクル率を約 20%から約 25%に増加させるとともに、最終処分量を約 22%削減することを目標としています。

2. 県の計画

■ 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 8 年 12 月制定）

県の環境を保全し創造するための基本理念や行政を含めた各主体の役割など、環境施策の基本的枠組みを示すものです。すべての県民の参加と連携により、日常生活や事業活動と環境の調和を図りながら、豊かで美しい青森県の環境の保全と創造を進めていくことを目的としています。

■ 第 5 次青森県環境計画

青森県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 8 年 12 月制定）第 10 条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために中心的な役割を担う環境分野の基本的な計画として策定したものです。

県の取組の方向を示すだけでなく、県民、事業者、学校、環境保全団体などの各主体が環境への負荷が少ない日常生活や事業活動を進めていくための役割・行動指針をも併せて示しています。

2030 年までに県がめざす姿を「自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会の形成」とし、その実現に向けて、以下の施策を掲げています。

1. 健やかな自然環境の保全と創造
2. 県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造
3. 県民みんなでチャレンジする循環型社会づくり
4. 安全・安心な生活環境の保全
5. 暮らしと地球環境を守る低炭素社会づくり
6. 社会全体で環境配慮に取り組む人づくりと仕組みづくり

■ 第 2 次青森県循環型社会形成推進計画

廃棄物の適正処理と資源の循環利用を一体的に推進することにより、循環型社会の形成を目的とし、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画として策定したものです。

県が目指す中長期的な循環型社会のイメージを掲げるとともに、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理の現状や課題を踏まえ、排出量等の削減目標等を定め、県、市町村、県民、事業者等の各主体が果たす役割や取組を明らかにしています。

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間を計画期間とし、県が目指す中長期的な循環型社会のイメージを以下のとおりとしています。

1. 「もったいない」の考え方に即したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換
2. 地域の特性に応じた地域循環圏の構築
3. 環境に配慮した事業活動とリサイクル製品の普及拡大
4. 自然との共生と適正な物質循環の確保

■ 青森県分別収集促進計画

容器包装廃棄物の分別収集を促進するために各市町村等が定めた計画を取りまとめたものです。第 7 期青森県分別収集促進計画は、平成 26 年度を始期とする平成 30 年度までの 5 年間を計画期間として策定しています。

3. 弘前地区環境整備事務組合の計画

■ 弘前地区環境整備事務組合一般廃棄物処理基本計画

弘前地区環境整備事務組合を構成する 2 市 3 町 1 村（弘前市、平川市（旧平賀町地区、旧碓ヶ関地区）、大鰐町、藤崎町（旧藤崎町地区）、板柳町、西目屋村）が策定する一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、ごみ処理事業を担う弘前地区環境整備事務組合が策定した計画です。

基本計画を推進することにより、適正な一般廃棄物の処理を推進するとともに、ごみの減量化・資源化の推進等を目標とする「循環型社会の構築」を目指しています。

4. 本市の計画

■ 弘前市環境基本計画（平成 21 年 8 月策定）

市民、事業者、市の 3 者が協働・協力・連携しながら、望ましい環境像である『協働』で育むあずましいまち「ひろさき」の実現を目指した計画です。策定過程はもとより、策定後も、将来にわたり市民、事業者、市の 3 者が責任をもって環境の保全に取り組む指針とすることから、次の基本姿勢を示しています。

1. 市民との協働による計画づくり
情報の共有や対話を通じて、市民、事業者、市の 3 者が一体となった計画
2. わかりやすい計画づくり（各主体の役割の明示）
施策目標や各主体（市民、事業者、市の 3 者）の役割分担をできるだけ明確にした、わかりやすい計画
3. 実効性のある計画づくり
目標達成に向けた着実な取り組みが行える、環境マネジメントシステムと連動する計画
4. 関係条例を考慮した計画づくり
環境施策の総合的な推進を図るため、弘前市環境保全基本条例、弘前市生活環境をよくする条例、弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例などの関係条例を考慮した計画

■ 弘前市一般廃棄物処理基本計画（平成 28 年 4 月策定）

一般廃棄物（ごみ・生活排水）の減量化・資源化や、適正な処理を推進するための基本的な方針を示しています。また、上位計画の「弘前市経営計画」や「弘前市環境基本計画」との整合性を図るとともに、一般廃棄物の処理について長期的視点から整理しています。計画は、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」の 2 つの計画で構成されます。

■ 弘前市一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物の処理を適正に行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の規定に基づき、年度ごとに一般廃棄物処理実施計画を定めています。一般廃棄物の排出量の見込、排出抑制のための方策、ごみの分別収集の内容など、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定めています。

■ 弘前市水道事業基本計画（水道ビジョン）

弘前市上下水道部では、安心、安定、持続、環境の 4 つの政策目標を掲げ、水道事業が今後取り組むべき水道施設の整備をはじめ、健全な事業経営や効率的な施設の管理業務など、平成 20 年度から平成 34 年度までの、15 年間の施策と事業実施に関する方向性を示しています。